

平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会社名 大阪有機化学工業株式会社
代表者 取締役社長 鎮目 泰昌
(コード番号:4187 東証・大証第二部)
問合せ先 管理本部長 今井田 剛
TEL 06-6264-5071

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、下記の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法 362 条 4 項 6 号)

当社の社是、基本理念に基づき、法令遵守を明文化した「経営方針」、「経営理念」を定める。社長直属の委員会として内部統制委員会(コンプライアンス部会、リスク管理部会)を設置し、役員、社員(使用人)が遵守すべき「行動憲章」の策定などコンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。

2. 取締役会の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則 100 条 1 項 1 号)

取締役の職務の執行に係る記録(取締役会議事録等)については、当社の「文書管理規程」及び「規程管理規程」に従い適切に保存及び管理を行う。

また、取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」を定め、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則 100 条 1 項 2 号)

リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定める。個々のリスクについては新たに設置する上記、内部統制委員会のリスク管理部会でリスク管理体制の構築を行い、運用する。また、万一、不測の事態が発生した場合は、社長を対策本部長とする対策本部を設置し、損害・影響額を最小限にとどめる体制を整えるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則 100 条1項3号)

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、「取締役会規程」に基づき、毎月 1 回取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。

当社の経営戦略に関わる重要事項については事前に社長、取締役、監査役、常務理事・理事によって構成される経営会議において討議を行い、その審議を経て取締役会で執行決定を行うものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・業務分掌規程」並びに「職務分掌細目表」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続について定めることとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則 100 条1項4号)

前述のとおり、社長直属の委員会として内部統制委員会(コンプライアンス部会、リスク管理部会)を設置し、役員、社員(使用人)が遵守すべき「行動憲章」の策定などコンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。

総務部は、各部署にて、「経営方針」、「経営理念」、「会社規程等」の周知徹底を図るとともに、コンプライアンス研修の実施を行うものとする。

内部監査室は、各部署に対して、「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況並びに業務の効率性等の監査を実施し、その結果を社長及び内部統制委員会に報告する。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報規程」を制定し、その運用を行うこととする。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則 100 条1項5号)

内部統制委員会で策定する「行動憲章」を子会社にも適用し、子会社ではこれを基礎として諸規程を定めるものとする。

また、経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、内部監査室による監査などの他、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項

(会社法施行規則 100 条3項1号及び2号)

監査役から求めがあった場合、監査役の職務を補助するための担当者を配置するものとし、担当者の評価及び異動等は、監査役の同意を要するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則 100 条3項3号)

取締役会並びに経営会議において、取締役及び社員(使用人)は監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項は、発見次第直ちに報告する。

- (1) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- (2) 会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財産上の問題

上記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び社員(使用人)に対して報告を求めることができるものとする。監査役は、取締役及び社員(使用人)より報告を受けた場合、その他の監査役に速やかに報告を行う。

また、前述した社内通報に関する「内部通報規程」を適切に運用することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則 100 条3項4号)

- (1) 監査役が、会議の議事録、各種報告書等の会社の重要情報について閲覧できる体制を整える。
- (2) 監査役専用の部屋を置き、独立した監査役業務が行える体制を整える。
- (3) 各部門長及び担当者には、監査の重要性を認識させ、監査の実効性を高める体制を整える。
- (4) 社長は、随時、監査役との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図ることとする。

以上